

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
田嶋 隆大	石川県金沢市千木町106番地
木戸 正裕	石川県白山市相木3丁目16番地6
深澤 智士	石川県金沢市彦三町2丁目5番35号
大屋 貴裕	石川県金沢市緑が丘15番1号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和2年6月11日から令和3年3月31日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月11日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 黒 沢 和 規
 金沢市監査委員 山 本 由 起 子

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年5月21日
- (2) 措置を講じた部局等 農林水産局卸売市場中央卸売市場事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年1月13日（平成27年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
中央卸売市場事業の固定資産台帳について、内容の一部不明確なものが見受けられるので、適切に管理する必要がある。	固定資産台帳の様式及び町名・地番については、平成26年度に改善した。 市場面積については、市有財産表と業務条例の数値とは相違があり、平成27年度に測量調査等を行った結果、市有財産表の面積が市場面積として適当であることが判明した。 また、業務条例における市場面積については、平成30年度の卸売市場法改正により市場面積を業務条例で定めることが法定要件でなくなったことから、令和2年3月25日に条例改正を行い、市場面積の条文を削除した。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第19号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年6月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和2年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等